

監査の結果（平成 30 年 2 月 15 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 27 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、財政的援助団体が 12 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	一般財団法人 もみのき森林公園協会	平成 29 年 11 月 28 日	平成 29 年 11 月 14 日	実地	3
2	社会福祉法人若菜	平成 30 年 2 月 15 日	平成 29 年 12 月 7 日	書面	6
3	社会福祉法人 尾道さつき会	平成 30 年 2 月 15 日	平成 29 年 12 月 11 日	書面	7
4	社会福祉法人 救世軍社会事業団	平成 30 年 2 月 15 日	平成 29 年 12 月 14 日	書面	9
5	学校法人近畿大学	平成 30 年 2 月 15 日	平成 29 年 11 月 28 日	書面	10
6	一般財団法人休暇村協会	平成 30 年 2 月 15 日	平成 29 年 12 月 8 日	書面	12
7	株式会社恐羅漢	平成 30 年 2 月 15 日	平成 29 年 11 月 16 日	書面	13

8	尾三地方森林組合	平成 30 年 2 月 15 日	平成 29 年 11 月 27 日	書面	14
9	一般社団法人 広島県栽培漁業協会	平成 30 年 2 月 15 日	平成 29 年 12 月 14 日	書面	15
10	セイカスポーツセンター・鹿島建物・西尾園芸 共同企業体	平成 30 年 2 月 15 日	平成 29 年 12 月 19 日	書面	16
11	一般社団法人 広島県医師会	平成 30 年 2 月 15 日	平成 29 年 12 月 20 日	書面	17
12	広島県ビルメンテナンス 協同組合	平成 30 年 2 月 15 日	平成 29 年 12 月 22 日	書面	18

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

監 査 の 結 果

監査対象機関：一般財団法人もみのき森林公園協会

(1) 機関の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県立もみのき森林公園等の施設を一般利用に供し、地域の振興及び県民の健康増進、心豊かな県民生活の発展に寄与する。
- ・ 所在地 廿日市市吉和 1593-75
- ・ 代表者 理事長 谷村 恭佐
- ・ 設立 昭和 59 年 4 月 10 日
- ・ 役職員 役員 7 人（うち常勤 1 人）、職員 13 人（非常勤職員を含む）
（平成 29 年 9 月末現在）
- ・ 主な事業 もみのき森林公園施設等の維持管理及び経営、食品・土産物等の販売

イ 経営の状況

（単位：千円）

区分	平成 28 年度
経常収益 A	127,391
経常費用 B	126,645
当期経常増減額 C (A - B)	746
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
法人税等 G	0
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	746
当期指定正味財産増減額 I	0
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	746
資産合計 K (L + O)	30,127
負債合計 L	7,448
指定正味財産 M	10,100
（うち、基本財産充当額）	10,100
一般正味財産 N	12,579
正味財産合計 O (M + N)	22,679

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産 10,100,000 円のうち 5,000,000 円 (49.5%) を出捐（平成 28 年 9 月 30 日現在）（所管課 環境県民局自然環境課）

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 県立もみのき森林公園
- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 63,344,000 円
(うち、平成 28 年度管理費用 12,484,000 円)
- ・所管課 環境県民局自然環境課
- ・利用状況 (平成 28 年度) (単位：人)

区 分	利用者数
もみのき荘	10,756
研修棟	6,535
キャンプ場	440
テニスコート	1,002
運動広場	2,932
自転車	3,863
スキー場	16,300
野外ステージ	0
体育館	6,090
アスレチック	10,942
オートキャンプ	6,712
バーベキュー広場	2,554
その他日帰り	122,174
合 計	190,300

(2) 監査の結果

【指摘事項】

減価償却費について

一般財団法人については、償却すべき資産について、事業年度の末日において相当の償却をすることが定められており、当財団の財務規程上では取得価額の 100 分の 95 に相当する金額に達するまで行うこととされているが、規程どおりの取扱いがされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	一般社団及び一般財団法人に関する法律施行規則第 23 条 一般財団法人もみのき森林公園協会財務規程第 59 条
-----	--

【検討要請事項】

施設・設備の安全性の確保について

もみのき森林公園内には、雑草が生い茂り、人は入りにくくなっているが、立入禁止の措置がされていない区域に、使用禁止の貼り紙を貼った遊具が放置してあるほか、一部腐食した木製の手すり等の施設・設備が見受けられるなど、利用者の安全面で課題がある。

これらについては、現状をよく把握した上で、早急に所管課と修繕や取替・撤去等について協議し、実効性のある適切な対応をしていただきたい。

また、当施設の管理運営は当財団が行っているが、公の施設における利用者の安全確保については、施設の設置者としての県には大きな責任がある。

したがって、施設の設置者である所管課と当財団で、もみのき森林公園の管理運営について共通認識を図った上で、利用者の利便性と安全性の確保を念頭に、対処療法的な修繕や撤去ではなく、大局的、長期的な視野に立って、今後のもみのき森林公園の維持管理について検討していただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：社会福祉法人若菜

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 障害福祉サービス事業の経営，一般相談支援事業の経営，特定相談支援事業の経営
- ・所在地 尾道市東尾道6番16号
- ・代表者 理事長 藤本 英次
- ・設 立 平成15年3月28日

イ 県の財政的援助等の状況

平成28年度社会福祉施設等整備費補助金を交付

(所管課 健康福祉局障害者支援課)

- ・補助額 40,112,000円
- ・交付の目的 社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより，施設入所者等の福祉の向上を図る。

名 称	たかすの里Ⅱ新築工事
所在地	尾道市高須町字西新涯 5507 番地
概 要	共同生活援助・短期入所施設の新築 ・定員20人（グループホーム16人＋短期入所4人） ・建物構造 木造スレートぶき2階建て ・建築面積 250.51㎡（延床面積472.84㎡）

名 称	たかすの里Ⅰスプリンクラー設置工事
所在地	尾道市高須町字西新涯 5508 番地
概 要	共同生活援助・短期入所施設へのスプリンクラー設置 ・定員8人（グループホーム6人＋短期入所2人） ・建物構造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て ・建築面積 215.29㎡（延床面積212.64㎡）

名 称	たかすの里Ⅰ防犯カメラ設置工事
所在地	尾道市高須町字西新涯 5508 番地
概 要	共同生活援助・短期入所施設への防犯対策 ・定員8人（グループホーム6人＋短期入所2人） ・建物構造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て ・建築面積 215.29㎡（延床面積212.64㎡）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：社会福祉法人尾道さつき会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 障害者支援施設等の経営，老人デイサービス事業
- ・所在地 尾道市久保町 1786 番地
- ・代表者 理事長 平石 朗
- ・設 立 昭和 53 年 5 月 1 日

イ 県の財政的援助等の状況

平成 28 年度社会福祉施設等整備費補助金（平成 27 年度繰越分）を交付
（所管課 健康福祉局障害者支援課）

- ・補助額 69,203,000 円
- ・交付の目的 社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより，施設入所者等の福祉の向上を図る。

名 称	児童発達支援センターあいあい整備工事
所在地	尾道市美ノ郷町三成 1612 番 1
概 要	児童発達支援センターあいあい (福祉型児童発達支援センター) ・定員 40 人 (児童発達支援事業 30 人, 放課後等デイサービス事業 10 人) ・建物構造 木造 1 階建て (一部鉄骨造) ・建築面積 644.75 m ² (延床面積 601.74 m ²)

名 称	尾道サンホーム防犯カメラ設備工事
所在地	尾道市木ノ庄町畑 530 番地
概 要	障害者支援施設への防犯対策 ・定員 38 人 (施設入所 30 人+短期入所 8 人) ・建物構造 鉄筋コンクリート造 2 階建 ・建築面積 1,145.99 m ² (延床面積 1,195.85 m ²)

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

指名競争入札における業者選定について

次の工事請負契約は、20 業者による指名競争入札が不調になったことから、仕様及び予定価格を見直し、約 1 か月後に同じ 20 業者で指名競争入札を行ったところ、14 者が辞退して 6 者の価格競争で落札者を決定している。なお、辞退した 14 者のうち 12 者は、前回同様、技術者の確保が困難であることなどを理由に辞退していた。

指名競争入札は、指名した全ての業者による価格競争で落札者を決定することが望ましいことから、保有する情報を基に指名する業者を選定して、工事品質の確保及び適正な価格競争を促すよう事務処理の改善に努める必要がある。

工事名	児童発達支援センターあいあい整備工事（平成 28 年度）
-----	------------------------------

監 査 の 結 果

監査対象機関：社会福祉法人救世軍社会事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 児童養護施設，保育所の経営等の社会福祉事業の実施
- ・所在地 東京都千代田区神田神保町二丁目 17 番地
- ・代表者 理事長 ケネス・メイナー
- ・設 立 昭和 47 年 12 月 28 日

イ 県の財政的援助等の状況

平成 27・28 年度社会福祉施設等整備費補助金を交付

(所管課 健康福祉局こども家庭課)

- ・補助額 197,310,000 円
- ・交付の目的 社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより，施設入所者等の福祉の向上を図る。

名 称	救世軍愛光園・児童家庭支援センター明日葉
所在地	呉市狩留賀町 3 番 5 号
概 要	児童養護施設，児童家庭支援センター ・児童養護施設定員 30 人 ・建物構造 鉄骨造 3 階建 ・建築面積 524.61 m ² (延床面積 1,519.50 m ²)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：学校法人近畿大学

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 大学院，大学，専門学校，高等学校，中学校，小学校及び幼稚園の運営
- ・所在地 大阪府東大阪市小若江三丁目4番1号
- ・代表者 理事長 清水 由洋
- ・設 立 昭和14年12月27日
- ・学校の状況（平成29年5月1日現在）

区 分	生徒数等	教員数	職員数
近畿大学附属広島高等学校福山校	598人	56人	17人
近畿大学附属広島高等学校東広島校	624人	50人	9人
近畿大学附属広島中学校福山校	431人	37人	1人
近畿大学附属広島中学校東広島校	407人	35人	2人
合 計	2,060人	178人	29人

(注) 教員数及び職員数は、非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成28年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金・通信制高等学校経常費補助金・授業料等軽減補助金・授業料減免事業支援特別経費補助金）を交付（所管課：環境県民局学事課）

a 経常費補助金

- ・補助額 679,677,000円
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 高等学校全日制，中学校の運営に要する人件費，設備費等

b 授業料等軽減補助金

- ・補助額 13,790,700円
- ・交付の目的 私立高等学校の学資負担困難者に対する授業料，入学金等の軽減
- ・補助対象経費 高等学校の授業料，入学金等の軽減額

c 授業料減免事業支援特別経費補助金

- ・補助額 710,900円
- ・交付の目的 私立中学校・小学校の学資負担困難者に対する授業料の減免
- ・補助対象経費 中学校の授業料の減免額

(イ) 平成28年度広島県高等学校等就学支援金事務費交付金を交付（所管課：環境県民局学事課）

- ・補助額 725,818円
- ・交付の目的 就学支援金受給者に代わって学校設置者が受領の事務を執行するため
- ・補助対象経費 就学支援金に関する事務の執行に必要な給料，旅費，役務費等

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：一般財団法人休暇村協会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 休暇村の設置経営
- ・所在地 東京都台東区東上野五丁目1-5
- ・代表者 理事長 中島 都志明
- ・設 立 昭和36年12月1日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 帝釈峡公園施設
- ・所在地 庄原市東城町三坂
- ・指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 9,260,000円
(うち、平成28年度管理費用1,852,000円)
- ・所管課 環境県民局自然環境課
- ・利用状況 施設利用者数22,734人(平成28年度)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

休業日の設定について

公園施設の休業日を設定しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けることとされているが、県の承認を受けずに、公園施設の一部(オートキャンプ場)を休業していた。適正な事務処理に努められたい。

県の承認を受けていない休業日	平成28年12月1日から平成29年3月24日 平成29年12月1日から平成30年3月31日
根 拠	自然公園施設の設置及び管理に関する条例第12条 帝釈公園施設の管理に関する基本協定書第5条第3項

監 査 の 結 果

監査対象機関：株式会社恐羅漢

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 恐羅漢スノーパークの運営管理，牛小屋高原公園施設指定管理業務など
- ・所在地 山県郡安芸太田町大字横川 740-1
- ・代表者 代表取締役 川本 泰生
- ・設 立 平成 23 年 5 月 2 日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 牛小屋高原公園施設
- ・所在地 山県郡安芸太田町大字横川
- ・指定期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 39,588,000 円
(うち，平成 28 年度管理費用 7,962,000 円)
- ・所管課 環境県民局自然環境課
- ・利用状況 入場者数 3,506 人 (平成 28 年度)

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

施設・設備の安全性の確保について

敷地内の東屋の屋根が損傷しているが，修繕も撤去もされず，使用禁止の表示をしたまま数年が経過しているほか，階段の横木，ケビンや木橋の一部が腐食・破損し，アスファルト舗装道路の損傷も多く見られるなど，利用者の安全面で課題がある。

これらについては，現状をよく把握し，早急に所管課と修繕や取替・撤去等について協議し，実効性のある適切な対応をしていただきたい。

また，当施設の管理運営は当社が行っているが，公の施設における利用者の安全確保については，施設の設置者としての県には大きな責任がある。

したがって，施設の設置者である所管課と当社で，牛小屋高原公園施設の管理運営について共通認識を図った上で，利用者の利便性と安全性の確保を念頭に，対処療法的な修繕や撤去ではなく，大局的，長期的な視野に立って，今後の牛小屋高原公園施設の維持管理について検討していただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：尾三地方森林組合

(1) 機関の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な業務 組合員のためにする森林の経営に関する指導
組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
- ・ 所在地 尾道市御調町公文 208-1
- ・ 代表者 代表理事組合長 小川 健太郎
- ・ 設 立 昭和 47 年 8 月 1 日

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成 28 年度森林環境保全直接支援事業補助金を交付（所管課：農林水産局林業課）

- ・ 補助額 42,556,640 円
- ・ 交付の目的 施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援する。
- ・ 補助対象経費 人工造林、樹下植栽等、下刈り、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐等に要した経費の一部

(イ) 平成 28 年度環境林整備事業公的森林整備補助金を交付（所管課：農林水産局林業課）

- ・ 補助額 4,999,000 円
- ・ 交付の目的 生物多様性の保全等の観点から施業が必要な森林や気象害等の被害を受けた森林について、地方公共団体と森林所有者等による協定に基づき実施する、広葉樹林化、針広混交林化への転換に向けた施業、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための造林等及び松くい虫による被害を防止するための周辺松林の樹種転換等を支援する。
- ・ 補助対象経費 人工造林、樹下植栽等、下刈り、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐等に要した経費の一部

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：一般社団法人広島県栽培漁業協会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 水産動物等の種苗生産、育成及び配布
栽培漁業及び水産資源の維持増大に関する技術の開発並びに知識の普及啓発
広島県栽培漁業センターの管理運営の受託
- ・ 所在地 竹原市高崎町字西大乘新開 185 番地の 12
- ・ 代表者 理事長 山田 正通
- ・ 設 立 昭和 55 年 11 月 1 日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 広島県栽培漁業センター
- ・ 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 445,957,000 円
(うち、平成 28 年度管理費用 91,938,000 円)
- ・ 所管課 農林水産局水産課
- ・ 利用状況 (配付実績) (平成 28 年度)

(単位：千尾)

魚種名	サイズ	配布実績
三倍体マガキ	コレクター 3mm, 16 個	1,535 (千枚)
	一粒 10mm	855 (千個)
ガザミ	全甲幅 10mm (3 齢)	1,589.9
マダイ	平均全長 12mm	1,280
アユ	平均体重 0.5g	2,490
ヨシエビ	平均全長 12mm	660
	平均全長 25mm	465
メバル	平均全長 25mm	387
オニオコゼ	平均全長 30mm	220.6
キジハタ	平均全長 50mm	44
カサゴ	平均全長 25mm	202.5

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：セイカスポーツセンター・鹿島建物・西尾園芸共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県総合グラウンドの管理業務
- ・所在地 鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目 18 番 27 号
- ・代表者 株式会社セイカスポーツセンター 代表取締役 玉川 文生
- ・設 立 平成 27 年 9 月 25 日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県総合グラウンド
- ・所在地 広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号
- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 437,500,000 円
(うち、平成 28 年度管理費用 87,500,000 円)
- ・所管課 教育委員会事務局教育部スポーツ振興課
- ・利用状況 (平成 28 年度)

利用者数			
メインスタジアム	野球場	ラグビー場	補助競技場
115,428 人	51,166 人	103,048 人	51,523 人
運動場	トレーニング室		合 計
27,892 人	4,048 人		353,105 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：一般社団法人広島県医師会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 医道の高揚，医学教育の向上，生涯教育，地域医療，地域福祉の向上，公衆衛生の指導啓発，医療関連施設の管理など
- ・所在地 広島市東区二葉の里三丁目2番3号
- ・理事長 会長 平松 恵一
- ・設 立 昭和22年11月1日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島がん高精度放射線治療センター
- ・所在地 広島市東区二葉の里三丁目2番2号
- ・指定期間 平成27年10月1日から平成31年3月31日まで
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 1,649,229,000円
(うち，平成28年度管理費用488,218,000円)
- ・所管課 健康福祉局がん対策課
- ・利用状況(会議室利用者数)(平成28年度)

(単位；人)

大会議室	小会議室	第1研究室	第2研究室	合計
540	118	18	18	694

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

旅行の確認について

旅費担当者が旅行の確認欄へ押印しているが，旅行の確認に係る規程の中で，誰が旅行の確認を行うか等が明確になっていないため，旅行の確認に係る規程の整備を検討していただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：広島県ビルメンテナンス協同組合

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 組合員の行うビルメンテナンス業務（官公需）及び指定管理者制度に係る共同受注 等
- ・所在地 広島市西区己斐本町二丁目 19 番 3 号
- ・代表者 理事長 澤田 英治
- ・設 立 昭和 62 年 11 月 2 日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 県営住宅 広島南部地区
- ・管理対象地域 広島市中区，東区，南区，西区
- ・指定期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 1,205,655,000 円（うち，緊急修繕費 77,280,000 円）
〔うち，平成 28 年度管理費用（上限額）239,720,000 円
（緊急修繕費（上限額）15,456,000 円を含む。〕〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸，%)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/ (A-C) ×100
平成 28 年度末	2,999	2,479	363	94.0
平成 29 年 10 月末日現在	2,876	2,499	314	97.5

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。